本号で公布された条例のあらまし

例 埼玉県指 (埼玉県条例 定特定非営利活動 第六十一号) 法 (共助 人 の指定の 社会づ 手続等 < ŋ 課 に す ,る条例 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る条

役員報 特定 酬 非 規程 営 利 等 活 \mathcal{O} 動 備 促 進 置期間を延長する等 法 \mathcal{O} _ 部 改 正 を踏ま \mathcal{O} 改正を行う。 え、 指定特定 非営 利 活 動 法 人 に お け る

一内容

- $\left(\longrightarrow \right)$ 指定特定 非営利活 動法 人 が 役員 報酬 規 程等を事務所に備 え 置 期 間 \mathcal{O} 延 長
- $(\underline{\hspace{1cm}})$ 間 \mathcal{O} 指定特定 延長 非営利活 動法 人が 助 成 の実績 を記載 した書 類を事務 所 に備え置く 期
- (Ξ) 載 指定特定 した書類を県に 非営 利 お 活 動 V 7 法 閲 人 覧 カュ ら 謄 提 写で 出さ き れ る た役員 期 間 報酬 \mathcal{O} 延長 規 程 等 及 び 助 成 \mathcal{O} 実績 を 記
- (四) 関する書類 指定特定 非営利 0 事 活 前 提出 動 法 義 人 の 二 務 0 一百万円 止 を超える海 外へ \mathcal{O} 送金 又は 金銭 \mathcal{O} 持 出 L

二 施行期日等

○ 施行期日

8 る日 \mathcal{O} 条 例 カュ 5 は、 施行する 公 布 \mathcal{O} 日 カン 6 起算し て六月を超えな 11 範 井 内に お 11 て規 則 で定

二 経過措置

- T なお え置 ۲ 従 < \mathcal{O} 期 前 条 間 例 \mathcal{O} 例 0 に 及 ょ び 行 当該 る。 日 前 書 に 類を県 開 始 L に た事業年度に係る お 11 \mathcal{T} 閲 覧 • 謄 写 役員 で 報 きる 酬 期 規 間 程 に 等 \mathcal{O} 0 書 11 類を \mathcal{T} は、
- 1 による。 及び当該 ۲ の条 書 例 類 \mathcal{O} 施行 を 県 に 日 前 お 11 12 7 行 閲 わ 覧 れ た助 謄 写 成 できる期 金 \mathcal{O} 支給に 間 係 に 0 る書類を備 11 て は、 な え お 置 従 < 前 期 間 \mathcal{O} 例
- ウ \mathcal{O} る 送金又は金銭 ک 人による施行 の条 例 \mathcal{O} 施 \mathcal{O} 行 持 日 \mathcal{O} 出 \mathcal{O} 際 属する事業年度以前 現 12 12 関する書類の 埼 玉 県指 定 特 提 定 出 に 非 . 等 に おけ 営 利 る二百万 活 0 V 動 法 て は 人 円 \mathcal{O} な を超える海 指定を受け お従前 0) 例 7 V

よる